

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の請求期間について

標記の件につきまして、令和4年9月7日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡によりオミクロン株の特性を踏まえた療養期間が見直されたことに伴い、傷病手当金の請求期間についても一部見直しをさせていただくことになりました。

つきましては、請求開始日が令和4年12月1日以降の申請から取り扱いを変更させていただきますので、下記のとおりご案内申し上げます。

記

現在、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の請求については、やむを得ない理由で医療機関の受診を行わず、医師による労務不能証明（傷病手当金請求書内に記載）や意見書を添付できない場合、自治体や保健所等からの証明書（My HER - SYS等）を添付いただき、そこに記載されている診断日または診療開始日から10日間（待期間3日を含む）の範囲（但し、療養期間が明記されている場合はその期間）を支給対象としております。

請求開始日が令和4年12月1日以降からは、厚生労働省の療養解除基準に準じた新期間（有症状：7日間、無症状：7日間〔従来から変更なし〕）を支給対象期間とします。

但し、7日間を過ぎても症状が軽快せず労務に服することができなかつた、又は、診断日・診療開始日以前より有症状で労務に服することができなかつた場合で、7日間の範囲を超えて申請される場合は、「就労状況等証明書（事業主用）」及び、「療養状況申立書（被保険者用）」（PDF又は別紙添付）による証明を添付いただく必要がございますので、ご留意の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。